

縦覧期間 4月3日～7月31日

固定資産税の 情報開示について



《縦覧制度》

納税者が、他の土地や家屋と比較して価格が適正であるか確認できるようにするため、地方税法第四百六条の規定に基づき、縦覧帳簿を縦覧に供します。

希望される方は運転免許証等、本人を確認できるものを持参してください。

また、代理人の方は委任状が必要です。

【縦覧期間】

4月3日(月)～

7月31日(月)

※土・日曜日、祝日を除く

【縦覧時間】

午前8時30分～

午後5時15分

【縦覧内容】

○家屋

所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

○土地

所在、地番、地目、地積、価格

価格

※所有者名や課税標準額については、開示されません。

【縦覧できる人】

固定資産税(土地・家屋)の納税者または代理人

【縦覧場所】

・財務課資産税係
・熊石総合支所地域振興課

《固定資産課税台帳の 閲覧制度》

固定資産税の納税者や借地人、借家人は、関係する土地や家屋の課税台帳について閲覧を求めることができます。

希望される方は運転免許証等、本人を確認できるものを持参してください。借地人、借家人の方は契約書も必要です。

また、代理人の方は委任状が必要です。

【閲覧手数料】

一物件300円

【証明書の交付】

固定資産課税台帳の閲覧を

求めることができる方は、台帳に記載されている事項の証明書を求めることができます。

なお、記載事項証明手数料は、一物件300円です。

【固定資産名寄帳の閲覧】

固定資産の所有者ごとにまとめた名寄帳についても課税台帳の閲覧と同様に、その納税者・所有者は閲覧することができます。

【固定資産評価証明書の交付】

不動産登記用に使われる固定資産評価証明書については、無料で交付しますが、交付申請にあたっては、法務局登記官の印を押した書面が必要です。

【問い合わせ先】

・財務課資産税係

☎0137-62-2114

・熊石総合支所地域振興課

☎01398-2-3111



督促手数料の 廃止について

令和5年度以降に発生する町に納付すべき徴収金(※)に対する督促手数料を廃止します。ただし、令和4年度以前に発生した町に納付すべき徴収金に対する督促手数料は、廃止の対象となりませんが、納付していただく必要はありません。

なお、納期限の翌日から納付日までの延滞日数により、延滞金が増算される場合がありますので、納期限内での納付をお願いします。

※対象となる徴収金は、町道民税(普通徴収・特別徴収)、法人町民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、町たばこ税、入湯税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所利用者負担金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、集落排水施設使用料、その他の分担金、負担金、使用料、手数料等となります。

【問い合わせ先】

財務課収納推進係

☎0137-62-2114

e-LQR対応納付書 での納付が開始されま す

令和5年度課税分から、固定資産税と軽自動車税(種別割)でe-LQR対応納付書の取扱いが開始され、町内の各金融機関のほか、全国の金融機関窓口(e-LQR対応金融機関のみ)で納付が可能となります。また、パソコンやスマホを利用することにより電子納付も可能となります。

詳細は左記URLをご確認ください。

https://www.town.yakumo.lg.jp/soshiki/zaimu/kyoutsuu_nouzei.html



【問い合わせ先】

財務課納税係

☎0137-62-2114